

非継続型自由金利型定期預金規定

1. 預金の支払時期

- (1)自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳記載または証書表面記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日以後に支払います。
- (2)満期日における元利金の入金口座として、あらかじめ本人名義の当店の預金口座を指定された場合には、満期日到来と同時に自動的に解約するものとなります。この場合には、満期日における元利金は、全額上記指定の預金口座に入金するものとします。なお、上記預金口座の指定およびその撤回ならびにその変更は、当行所定の書面によって当店に申出ていただくものとします。

2. 証券類の受入れ

- (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、当店で返却します。

3. 利息

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載または証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日までの日または預入日の4年後の応当日または預入日の5年後の応当日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

- ①預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日以後に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日以後に、預入日から預入日の2年後の応当日以後に、預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、通帳記載または証書記載の中間払利率による中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

B預金口座へ振替える場合には、預入日の1年後の応当日に指定口座へ入金します。また、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金については、預入日の1年後の応当日および2年後の応当日に、指定口座へ入金します。

C預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金」といいます。）については、中間払利息を定期預金とすることができます。この場合には、当行所定の基準により、預入日の1年後の応当日にこの自由金利型2年定期預金と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とします。中間利息定期預金の利率は、その預入日における当行所定の利率を適用します。

- ②預入日の4年後の応当日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について、中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。ただし、その利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

- ③預入日の5年後の応当日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の4年後の応当日に預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日数について、中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。ただし、その利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

- ④中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- ⑤預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息をあらかじめ指定された期間毎に分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、前①から④にかかわらず、次によります。

A利息の支払いが1か月毎の場合

預入日の1か月毎の応当日を利息支払日とし、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

B利息の支払いが2か月毎の場合

預入日の2か月毎の応当日を利息支払日とし、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

C利息の支払いが3か月毎の場合

預入日の3か月毎の応当日を利息支払日とし、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

D利息の支払いが6か月毎の場合

預入日の6か月毎の応当日を利息支払日とし、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、前AからDによる利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

- (2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3)この預金を4.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または前(1)⑤による利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息または前⑤による利息の支払日数が複数あるときはその合計額）と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。

①6か月未満

解約日における普通預金利率

②6か月以上1年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%

③1年以上2年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%

④2年以上3年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%

⑤3年以上4年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%

⑥4年以上5年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%

- (4)この預金は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は1円、円未満は切り捨てます。

4. 預金の解約、書替継続

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (2)この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、減額して書替継続する場合については、当行の定める一定限度額までは当店のほか当行国内本支店のどここの店舗でも取扱います。また書替継続（減額して書替継続する場合を除きます。）については、記名押印がなくても、また当店のほか当行国内本支店のどここの店舗でも取扱います。この場合、書替継続後の預金の印鑑は、この預金の届出印鑑を使用します。

- (3)前(2)の解約または書替継続の手續に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

5. 中間利息定期預金

- (1)中間利息定期預金の利息については、次のとおり取扱います。

A預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）とした場合

①中間利息定期預金の利息は付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日として日割で計算し、満期日以後に支払います。

②中間利息定期預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

③当行がやむを得ないものと認めて満期日前に中間利息定期預金を解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について

次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、中間利息定期預金とともに支払います。

a 6か月未満

解約日における普通預金利率

b 6か月以上1年未満

預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%

B 預入期間1年の自由金利型定期預金とした場合

中間利息定期預金の利息については、前記3.の規定を準用します。

(2)中間利息定期預金については、証書式の場合は、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

- ①中間利息定期預金の内容については別途にお知らせします。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書（別途の証書に記入した場合はその証書裏面の受取欄）に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

6.定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとなりますが、本規定は「定期預金共通規定」に優先して適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在